

平成18年5月2日

産業廃棄物不法投棄について

岐阜市産業廃棄物不法投棄対策本部

1. モニタリング調査の代執行について

担当・問い合わせ先 環境事業部産業廃棄物特別対策室（内線6277）

市は、株式会社善商に対して平成18年4月17日に措置命令を発出したところですが、措置命令書の項目のうち、地下水、排水、敷地境界のガス濃度その他必要な項目に関する定期的な観測について、着手期限の5月1日を経過しても着手せず、当該措置が履行されないことを確認しました。

このため、市は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」(昭和45年法律第137号)第19条の8第1項の規定に基づいて、モニタリング調査について代執行をすることとしました。

(1) 代執行を行う事項

水質等モニタリング調査

斜面モニタリング調査

(2) その他

なお、今後、必要な手続を進め、作業日程などについては、後日お知らせします。